

健生が発 0707 第 1 号  
令和 7 年 7 月 7 日

都道府県衛生主管部（局）長

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課長  
（公印省略）

「エキスパートパネルの実施要件について」の一部改正について

がんゲノム医療中核拠点病院等におけるエキスパートパネルの実施要件については、「エキスパートパネルの実施要件について」（令和 4 年 3 月 3 日付け健が  
発 0303 第 1 号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）を示しているところ  
であるが、今般、別添新旧対照表のとおり一部改正し、令和 7 年 7 月 7 日より適  
用することとしたので、通知する。貴職におかれては、貴管下医療機関及び関係  
団体への周知を御願います。